

議案第1号

新たに設置する学校の名称を次のとおり決定するものとする。

令和7年1月16日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

名称	松山城北特別支援学校
----	------------

議案説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号の規定により、新たに設置する学校の名称を決定しようとするものである。

新たに設置する学校の名称について

名称	松山城北特別支援学校
仮称	松山城北特別支援学校
選定理由	<ul style="list-style-type: none">○ 松山城北地区に開校するため、「松山」と「城北」を組み合わせ、漢字で表記した。○ 仮称と同じであるとともに、現在の「松山城北」分校の名称を引き継ぐ形となるため、地域の方々も慣れ親しんでいる。

新校の校名案の選定経緯について

○ 校名案の募集

みなら特別支援学校松山城北分校に設置している、新校開設に向けた校内準備委員会が、みなら特別支援学校及び松山城北分校の児童生徒・保護者を対象に、校名募集アンケートを実施

《総応募数：154通、校名案：64案》

○ 学校における校名候補に係る協議、校名候補案の決定・提出

校内準備委員会において協議し、応募のあった校名案の中から校名候補（3案）を決定し、教育委員会事務局に提出

《候補順：①松山城北 ②まつやま ③うまき》

○ 教育委員会事務局における校名案の最終候補の検討・決定

校名候補案を基に、教育委員会事務局にて検討し、校名案の最終候補を決定